

クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における 感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 9 月 1 8 日（初版）

公益社団法人 日本港湾協会

1. はじめに

- 今後、クルーズの再開に当たっては、クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等（着岸する埠頭を含む。以下「旅客ターミナル等」という。）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する感染防止対策を適切に講じる必要がある。
 - 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」ととされている。
 - このため、旅客ターミナル等を管理する全国の港湾管理者等で組織される公益社団法人 日本港湾協会として、ガイドラインを作成することとした。
 - 本ガイドラインは、港湾管理者及び港湾管理者から旅客ターミナル等の管理の委託等を受けた者（以下「港湾管理者等」という。）が、本邦港湾へのクルーズ船の当分の間における寄港※に際し、旅客ターミナル等におけるクルーズ船の旅客及び乗組員、旅客ターミナル等の従業者等の間の感染を防止するための対策を、とりまとめたものである。
 - 本ガイドラインは、国土交通省の「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」に参画している感染症や危機管理等の専門家のご助言を得て、令和2年9月時点の最新の情報に基づき、国内クルーズに適用される「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和2年9月18日（初版）・一般社団法人 日本外航客船協会）」（以下「船舶ガイドライン」という。）に対応するものとして作成している。
 - また、今後のクルーズ船の受入時の知見や諸外国における検討、感染症に関する新たな知見、船舶ガイドラインの改訂等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。
- ※本ガイドラインにおける「クルーズ船の寄港」とは、レジャーを目的とした船旅で宿泊を伴う船舶（内海のみを航海するものを除く。）の寄港であって、本邦港湾において旅客の乗船又は下船を伴うものをいう。

2. 基本的考え方

- 今後のクルーズ船の寄港に当たっては、旅客ターミナル等における感染防止対策を適切に実施する必要がある。
- 対策の実施に当たっては、港湾管理者等、クルーズ船社（代理店を含む。以下同じ。）その他旅客ターミナル等において関連サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）等が、それぞれのガイドライン等に基づき適切に連携することが重要となる。
- 港湾管理者等は、旅客ターミナル等の施設の管理主体として、ターミナルの共用区域においては自ら感染防止対策を実施するとともに、事業者が店舗等として専ら利

用する区域については、当該事業者に対策の実施を要請する。

3. 旅客ターミナル等全般における感染防止

- 港湾管理者等は、旅客ターミナル等における動線について、旅客や乗組員と、旅客ターミナル等の従業者の接触機会が生じないよう可能な限り分離すること。また、接触機会が生じる区域や従業者について、本ガイドラインに基づく感染防止対策を実施すること。
- 旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、床に列の間隔を表示するなど、事業者と調整して人と人の距離を確保すること。
- 可能な限り旅客ターミナル内の換気を行うこと。特に換気の悪い場所については利用を控えること。
- 出入口に自動ドアがある場合、強風等やむを得ない場合を除き、自動ドアを優先的に運用し、手動で開閉するドアの運用は必要最小限とすること。また、必要に応じ、ドアを開放すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫し、最小限にすること。
- クルーズ船が寄港している間及びその前後においては、通常より頻度を上げて消毒を行うこと。事業者との間で、消毒等の実施主体が不明確な区画がある場合には、調整して明確にすること。
- 手荷物カート、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電話、手すり、エレベーターや自動販売機のボタン等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。
- 旅客ターミナル等への入場者（既に入場している者を含む。以下同じ。）に対して、ポスター掲示、アナウンス等によりマスク着用、大声での会話の自粛や手指消毒を要請すること。
- 旅客ターミナル等への入場者が利用できる手指消毒液を、旅客ターミナル等の入口、高頻度接触部位周辺等の利用しやすい場所に配置すること。

4. 旅客ターミナル等の従業者の感染防止

- 旅客ターミナル等の各事業者の感染防止責任者及び緊急連絡先を把握すること。
- 旅客ターミナル等の各事業者が雇用する従業者の感染防止のため、事業者に以下の事項を要請すること。
 - ・従業者に対して、感染防止のための「『新しい生活様式』^{*1)}の実践例」の周知・理解促進等を図ること。また、旅客ターミナル等への出勤前に体温や症状の有無を確認させること。
 - ・発熱等の症状がみられた従業者は、出勤を控えさせ、健康状態を毎日確認し、症状に改善が見られない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、かかりつけ医や帰国者・接触者相談センター等に相談させること。

- ・感染が確認された従業者、濃厚接触があったとされた従業者は、出勤させないこと。また、勤務中に発熱等の症状が見られた従業者は、直ちに帰宅させるなど必要な対応をとること。
- ・従業者に、始業時・休憩後を含め定期的な手洗いをさせること。また、水道を使用できない環境下では、手指消毒液を配置すること。
- ・従業者にマスクを着用させること。また、清掃作業等を行う従業者には手袋を装着させること。
- ・従業者が触れる機器について、交代のタイミング等で消毒を行うこと。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・マスク、消毒液等の必要な物品を備蓄しておくこと。
- ・バックヤード等における従業者相互の距離が確保されるよう、作業環境等の工夫に努めること。
- ・上記の実施状況を事業者として確認すること。

5. 乗船時の感染防止

(1) 旅客ターミナル等への入場者の確認

- 旅客ターミナル等の入口におけるポスター掲示、アナウンス等により、発熱等の症状がある者は入場しないように呼びかけること。また、旅客や従業者以外の者を入場させることとなるイベント等を実施する場合は、イベント主催者に対して、参加者数を抑制するとともに、参加者に対してサーモグラフィ等による検温を実施することを要請すること。
- クルーズ船社において、発熱等の症状のある者等の乗船回避が適切に実施されるよう、旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。
- 乗船の可否判断や発熱等により、クルーズ船社から乗船を断られた旅客が、他の旅客との接触を回避するために待機する場所（旅客ターミナル外のテントやプレハブ等あるいは旅客ターミナル内の独立空調等の場所）等をクルーズ船社と調整して確保すること。

(2) チェックインカウンターにおける対応

- 旅客の健康確認、預入手荷物の感染防止等を適切に実施するための場所等をクルーズ船社が必要とする場合は、その確保についてクルーズ船社と調整すること。
- カウンターでの接客にあたっては、感染防止対策を適切に行うようクルーズ船社に要請すること。（例：マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等*²⁾による遮蔽等）
- カウンターにならぶ旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。また、チェックイン時間帯の分散等をクルーズ船社に要請すること。

（３）乗船前（旅客ターミナル内～乗船口）における対応

- 待合室、ベンチ等について、対面座席の配置の見直し、間隔が密な座席の一部使用禁止等を行うこと（2mを目安。最低 1m。）。
- インフォメーションセンター、売店、飲食店、自動販売機等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう、事業者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。また、事業者に非接触型決済の利用を推奨すること。
- 特に飲食店について、店内での感染防止対策を適切に行うよう事業者に要請すること。（例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等*²⁾により店員と利用者の間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒）
- トイレについて、便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が触れる場所（例：便器・蛇口・ドアノブ・スイッチ類・ゴミ箱）は、清掃の頻度を上げ、消毒を行うこと。蓋のある便器は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。ハンドドライヤーは止め、共有のタオルは禁止すること。埠頭内に仮設トイレを設置する場合、仮設トイレ付近に手指消毒液を設置すること。
- 喫煙スペースについては、ポスター掲示等により、対面での会話の回避や人と人の間隔が一定（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう調整すること。困難な場合は使用中止も含めて検討すること。
- CIQ エリアやボーディングブリッジ・タラップについて、旅客の列が一定の間隔（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。

6. 下船・一時上陸時の感染防止

（１）上陸旅客への感染防止の啓発等

- 旅客ターミナル等におけるポスター掲示、アナウンス等により「新しい旅のエチケット」*³⁾等を周知すること。
- 旅客ターミナル等の周辺のバス・タクシー乗り場について、ならば旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう関係者と調整すること。また、クルーズ船社に下船時間の分散等を要請すること。
- 寄港地周辺の交通機関、観光施設等で実施されている感染防止対策（利用条件、入場制限等）について、クルーズ船社や旅客への情報提供に努めること。

（２）埠頭内における歓送迎イベント・物産展等における対応

- 旅客や従業者以外の者を旅客ターミナル等に入場させることとなるクルーズ船の歓送迎イベント等を実施する場合は、イベント主催者に対して、以下の対応を行う

よう要請すること。

- ・参加者数を抑制すること。
- ・イベント等の告知にあたり、感染が確認された者、濃厚接触があったとされた者、発熱等の症状がある者は、埠頭に入場できないことを周知すること。
- ・イベントの実施者や物産展等の出店者（以下「出店者」という。）に、旅客等と対応するスタッフのマスク着用、小まめな手洗い、人と人が対面する場所におけるアクリル板や透明ビニールカーテン等*²⁾による遮蔽等を要請すること。
- ・店舗や食品販売等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう、出店者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。困難な場合は、イベント等の規模を縮小すること。
- ・特に飲食スペースがある場合は、店内での感染防止対策を適切に行うよう出店者に要請すること。（例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等*²⁾により店員と利用者の間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒）

（３） 帰船・再乗船する旅客への対応

- クルーズ船社において、発熱等の症状のある者等の確認が適切に実施されるよう、乗船しようとする旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。

（４） 下船・一時上陸する旅客への対応

- クルーズ船社において、下船・一時上陸する旅客の検温が適切に実施されることを確認すること。
- 旅客の列が一定の間隔（2mを目安。最低 1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して旅客ターミナル等の床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。
- 埠頭における急病人等の搬送動線を予めクルーズ船社と調整しておくこと。
- 緊急事態に備え、地域の関係機関との情報共有体制の整備、クルーズ船社や代理店との休日・夜間も含む連絡先の共有等を行っておくこと。
- 万が一、船内で感染者が確認された場合においても、他の旅客について、交通手段が確保されず帰宅できない事態が生じないよう、クルーズ船社と都道府県等の衛生主管部局との事前協議を踏まえつつ、クルーズ船社を支援すること。
- 旅客や乗組員の氏名・連絡先等の情報（濃厚接触情報を含む。）を、下船後少なくとも 14 日間保存するようクルーズ船社に要請すること。

（参考）

* 1) 新しい生活様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

＊ 2) 透明ビニールカーテン等に係る火災予防上の留意事項について

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722_yobou_1.pdf

＊ 3) 新しい旅のエチケット

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020072704.html>